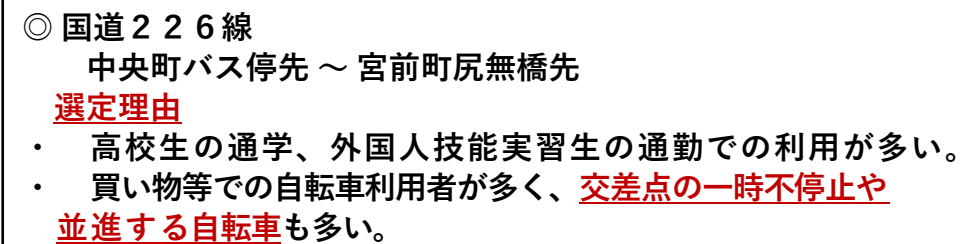


令和7年8月



- 歩道走行中の徐行不履行や一時不停止。
- 友達、同僚と並進してしゃべりながら走行。
- スマホや携帯電話を見ながら走行。



- 1 車道が原則、歩道を走るときは歩行者優先！
- 2 信号、一時停止標識を守ろう！
- 3 車に気付いてもらうため、夜間は必ずライト点灯！
- 4 飲酒運転は絶対厳禁！
- 5 必ずヘルメットをかぶろう！



※ 令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課せられています。

(重点路線内は0件ですが、その近辺で2件発生)



警察では、自転車利用者の
信号無視等に対し、指導警告
を行うとともに、悪質・危険
な交通違反に対しては検挙
措置を講ずるなど、厳正に
対処しています。

